

工事一時中止に係るガイドライン

平成 30 年 12 月
大阪市

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	工事一時中止に係る基本フロー	2
3	発注者の中止指示義務	3
4	工事を中止すべき場合	4
5	中止の通知・基本事項の指示	5
6	基本計画書の作成	6
7	工期短縮計画書の作成	7
8	請負代金額又は工期の変更	7
9	増加費用の考え方	
	(1) 本工事施工中に中止した場合	8
	(2) 契約後準備着手前に中止した場合	9
	(3) 準備期間に中止した場合	10
10	増加費用の内訳書上の取扱い	11

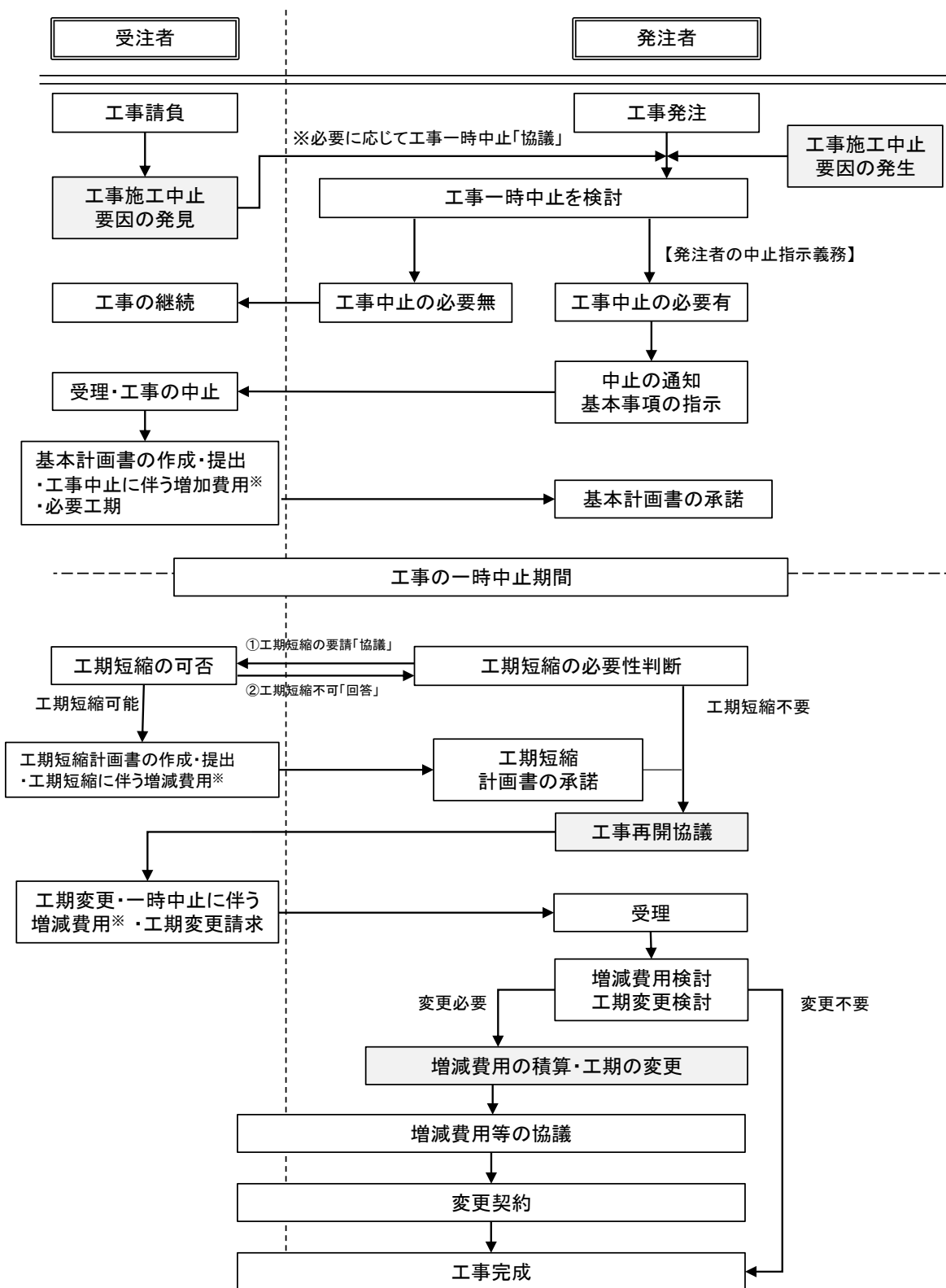
1 ガイドラインの目的

工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことを基本としているが、それでもなお、一部の工事では各種協議の追加や、予期せぬ地中障害物等により、工事の継続が困難な場合がある。

本ガイドラインは、受注者の責に帰することができない事由により施工が出来なくなった工事について、工事請負契約書第 21 条に基づく工事の全部又は一部を一時中止する場合の判断基準や増加費用等の考え方を整理し、発注者及び受注者の適正な対応を行うことを目的としたものである。

なお、工事の中止はあくまでも「一時中止」であり、工事の打切りは本ガイドラインの対象としない。

2 工事一時中止に係る基本フロー



※工事一時中止に係る中止期間中の維持管理に関する施工計画書を「基本計画書」とする。
 ※受注者より提出された基本計画書等に対する「承諾」については、工事打合せ書等書面で行うこととする。
 ※受注者からの増減費用の請求については、参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。

3 発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：工事請負契約書第 21 条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部または一部中止とも同様の考えとする。

◇受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合

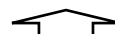


◇受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる。



◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる。

◇発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある。



◇工事請負契約書第 17 条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第 19 条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する。

◇このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる。

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の解除権）第 46 条第 1 項第 2 号を準拠して、「延滞期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「(1) 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「(2) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことが出来ないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：工事請負契約書第 21 条】
 - ◆上記の2つの規定以外にも発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【関係法令：工事請負契約書第 21 条第 2 項】
- ※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

(1) 工事用地等の確保ができない等のため 工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（工事請負契約書第 17 条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約書第 19 条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

(2) 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、集団での反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

5 中止の通知・基本事項の指示

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令：工事請負契約書第21条】また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。
- ※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容	管理責任
<ul style="list-style-type: none">◇基本計画書作成の目的◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項◇工事再開に向けた方策◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き	<ul style="list-style-type: none">◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※工事の全部を一時中止する場合は、指示時点で想定している中止期間における概算費用を記載する。概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
ただし、工事の一部を一時中止する場合は、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

8 請負代金額又は工期の変更

- ◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。
※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- ◇発注者は、工事を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
 - ◇増加費用
 - 工事用地等を確保しなかった場合
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
 - ◇損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする。

工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分的な一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用等とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用等

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇工期延期となることにより追加で生じる現場事務所費用等に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

■中止に伴う増加費用の算定

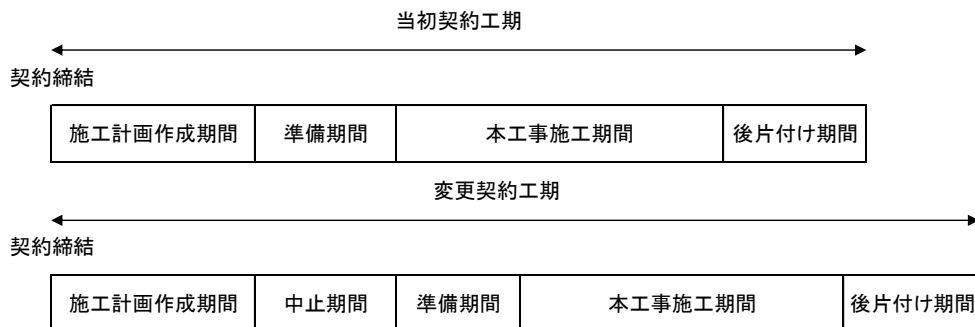
- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、当該工事の積算基準の考え方による。

(2) 契約後準備着手前に中止した場合

- ◆契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所等が未設置、材料等が未手配の状態
で測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した
場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

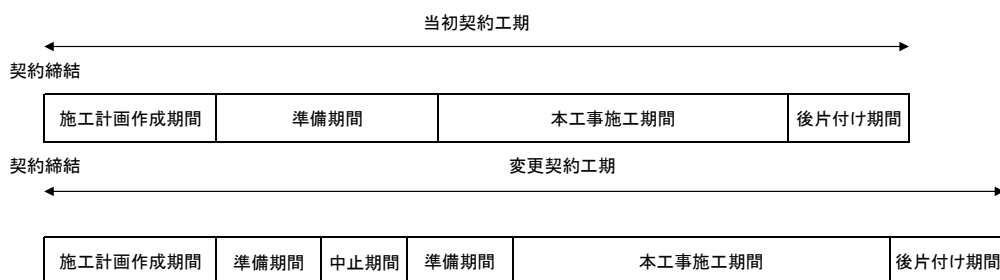
- 工事請負契約書第17条第2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(3) 準備期間に中止した場合

- ◆準備期間とは、契約締結後で、現場事務所等を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要なに応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全設備の維持及び管理に要する安全費、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

10 増加費用の内訳書の取扱い

■増加費用の内訳書における取扱い

- ◆増加費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上する。
- ◆ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合算額を工事費とみなす。